

平成25年6月

理事会における監事の謝礼等基準について

1. 謝礼（税込み）

1回につき 11,111円

※手渡し額は、支給額から所得税相当額を差し引いた額とする。

※所得税相当額は、支給額の10.21%とし、1円未満は切り捨てる。

2. 交通費

実費相当分とする。